

定 款

一般社団法人和歌山県自動車整備振興会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人和歌山県自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を和歌山市に置く。

(地 域)

第 3 条 本会の地域は、和歌山県一円とする。

(目 的)

第 4 条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保に関する事業を行い、自動車の整備事業の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 4 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくは斡旋すること
- (3) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底に関すること
- (4) 講演会、講習会等を開くこと
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること
- (6) 自動車整備士二種養成施設の管理および運営に関すること
- (7) 自動車整備技能登録試験の実施に関すること
- (8) 自動車整備技術者認定資格に関すること
- (9) 自動車の整備に関する技術の向上および自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導する

こと

- (10) 会員の親交並びに相互の啓発向上に関すること
- (11) 自動車整備業の事業の近代化に関すること
- (12) 自動車使用者の保守管理意識の高揚及び定期点検整備の促進に関すること
- (13) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること
- (14) 自動車整備業の立場から交通安全、公害防止その他環境保全並びに犯罪防止等に関すること
- (15) 整備事業における廃棄物の適正処理の推進及び資源の有効利用の促進に関すること
- (16) 自動車整備用機器類の校正に関すること
- (17) 会員および関係機関との連絡調整に関すること
- (18) 不動産の賃貸に関すること
- (19) 会員の福利厚生に関すること
- (20) 自動車登録番号標の交付代行業務及び封印取付業務に関すること
- (21) 自動車車両番号標の頒布に関すること
- (22) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(構成員)

第 6 条 本会の会員は、本会の地域内において、自動車整備業を営む個人又は法人およびこれらの者をもって組織する団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。なお、会員が道路運送車両法における認証事業場を複数保有する場合、会費はその認証事業場ごと発生するものとする。

(入会金および会費の納入等)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。

(特別会費及び臨時会費)

第 9 条 本会は、運営上特に必要と認めたときは、総会の決議を経て、会員から特別会費および臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から 1 週間前までに除名する旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 本会の定款若しくは規則又は総会の決議に違反したとき

(3) 1 年以上会費の納付を怠ったとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、前項の規定により会員を除名した場合には、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

3 除名された者は、除名された日から 2 年間本会の会員となることができない。

(資格の喪失)

第 12 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 死亡し、又は解散したとき

(4) 総会員が同意したとき

(資格の継承)

第 13 条 会員が道路運送車両法における認証を保有し、その認証を相続、又は譲渡する場合、相続人又は譲受人は原則本会会員の資格も継承するものとする。

(権利の喪失)

第 14 条 会員が第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 資格を喪失した会員は、既納の入会金、会費その他本会の資産に対し、何等の請求をすることができない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 15 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30 名以上 45 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事および常務理事を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、本会の職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、総会又は理事会を招集し、その議長となる。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を執行し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行し、又はその職務を執行する。
- 6 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の満了する時までとする。
- 3 理事および監事は、第 15 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事および監事は、いつでも、総会の決議において解任することができる。

(役員等の責任の軽減)

第 21 条 本会は、一般法人法第 114 条の規定により、役員同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任

額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議に基づいて免除することができる。

(役員報酬)

第 22 条 理事および監事は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものを除き、無給とする。ただし、常勤の理事及び監事は有給とすることができる。

2 理事および監事には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める

(顧問)

第 23 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の会長及び副会長を歴任し退任する者、又は会長が特に必要と認める者のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会長が必要と認める会議に出席して意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問の任期は2年とする。

第 4 章 総 会

(構成)

第 24 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 25 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事および監事の選任又は解任

(3) 役員報酬等の額

- (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
 - (5) 入会金、会費の額および徴収方法
 - (6) 特別会費および臨時会費の徴収
 - (7) 定款の変更
 - (8) 解散および残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第 26 条 総会は、通常総会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(召 集)

第 27 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会の目的たる事項並びに日時および場所を明示した書面をもって、開催日の 2 週間前までに、会員に通知しなければならない。

(議 長)

第 28 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 29 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。但し、会員が道路運送車両法における認証事業場を複数保有する場合、その認証事業場数に応じた議決権を有するものとする。

(決 議)

第 30 条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- (書面表決等)

第 31 条 総会に出席できない会員は、予め通知された審議事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、次の事項を記載し、議長および議長が指名した議事録署名人2名以上が、記名押印する。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 会員数および出席者数並びに出席理事および監事の氏名
- (3) 議長の氏名
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名
- (5) 議事の経過の概要およびその結果

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定および解職
(開 催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度に 4 个月を超える間隔で 2 回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的たる事項を記載した書面を持って開催の請求があったとき
- (3) 監事から、一般法人法第 101 条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき
(招 集)

第 36 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに各理事および各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、次の事項を記載し、出席した会長および監事が、これに記名押印する。

(1) 開催の日時および場所

(2) 理事数および出席理事数並びに出席理事氏名

(3) 出席した会長および監事の氏名

(4) 議長の氏名

(5) 議事の経過の概要およびその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第 6 章 委員会

(諮問機関としての委員会)

第 41 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 42 条 本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務所の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 地区協議会

(地区協議会)

第 43 条 会長は、本会の円滑な事業運営を図るため、理事会の決議を得て地区協議会を置くことができる。

2 地区協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 9 章 資産および会計

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第 45 条 本会の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画および予算)

第 46 条 本会の事業計画書およびこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第 47 条 本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項で承認を得た書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第 48 条 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

(長期借入金)

第 49 条 本会が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借り入れた年度内に償還する短期借入金を除き、理事会において出席会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

第 10 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 51 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(細 則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人和歌山県自動車整備振興会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、前項の設立の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 4 社団法人和歌山県自動車整備振興会の諸規定等は、一般社団法人和歌山県自動車整備振興会の諸規定として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の会長は嶋崎房男、専務理事は戸口千章、常務理事は弥勒博文とする。
- 6 平成24年5月23日一部（第15条）改正。
- 7 平成27年5月27日一部（第19条）改正。
- 8 令和2年5月28日一部（第4条、第5条、第6条）改正。
- 9 令和3年7月27日一部（第5条）改正。